

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和元年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	合資会社レスキュー札幌（法人番号7430003001648）代表者海保晃	北海道札幌市厚別区厚別西2条3丁目7番16号	本社営業所	北海道札幌市厚別区厚別西2条3丁目7番22号	R1.10.8	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第32条	平成30年6月、所在不明等の風評があったため、事業者の実態調査を行ったところ、所在不明であることが判明したことから、貨物自動車運送事業法第32条の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業の許可を取り消した。（1）事業の無届出休止・廃止（貨物自動車運送事業法第32条）	—	—
2	丸友運輸株式会社（法人番号7430001023462）代表者男山俊夫	北海道札幌市厚別区厚別西2条1丁目6番20号	本社営業所	北海道札幌市厚別区厚別西2条1丁目6番20号	R1.10.8	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第32条	平成31年2月、所在不明等の風評があったため、事業者の実態調査を行ったところ、所在不明であることが判明したことから、貨物自動車運送事業法第32条の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業の許可を取り消した。（1）事業の無届出休止・廃止（貨物自動車運送事業法第32条）	—	—
3	清栄物流株式会社（法人番号8430001008603）代表者阿部栄司	北海道札幌市白石区東米里2057-55	本社営業所	北海道札幌市厚別区厚別北3条5丁目1番2-306号	R1.10.28	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他2件	令和元年7月2日及び令和元年7月31日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（3）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）	1	1
4	有限会社弘富通商（法人番号8430002061064）代表者富谷由美	北海道苫小牧市一本松町15番120	本社営業所	北海道苫小牧市一本松町15番120	R1.10.28	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他4件	令和元年7月17日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（3）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（4）点検整備記録簿等の記録の保存義務違反（安全規則第13条本文関係、第2号）、（5）運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第23条第1項）	2	2

